

公 告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和3年11月10日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

1 入札の名称

広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借

2 入札に付する自動販売機設置場所の所在地、貸付面積及び最低貸付料

物件番号	施設	所在地	位置	貸付面積(㎡) ※	最低貸付料 (円/月)
1	多目的監視棟	東広島市西条町上三永 10759 番地 2	自動販売機置場	1.44 (幅 1.6m、奥行 0.9m)	6,658 円
2	高効率ごみ発電施設	〃	1階 ST 発電機室東付近	1.44 (幅 1.6m、奥行 0.9m)	
3	汚泥再生処理センター	〃	ランプウェイ下屋外便所付近	1.44 (幅 1.6m、奥行 0.9m)	

※貸付面積は、貸付可能な面積とし、放熱スペース、回収ボックス、転等防止機器も設置面積に含む。

3 貸付期間

令和3年12月1日から令和6年11月30日まで

4 入札参加資格

飲料等を販売する自動販売機を設置し、及び当該自動販売機の保守管理をする事業（以下「自動販売機設置管理事業」を行うために必要な資力、能力等を有する者のうち、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ていないもの
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) この公告の日から起算して過去3年間において自動販売機設置管理事業を行った実績を有しないもの
- (5) 国税若しくは市税又はこれらの延滞金に滞納がある者
- (6) 法人にあつては、その役員又は当該法人の支店若しくは営業所の代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団員不当行為等防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団員に協力し、又は関与している者

(7) 個人にあつては、暴力団員不当行為等防止法第2条第6号に規定する暴力団員である者

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所

東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央県境衛生組合施設1課

(2) 広島中央エコパーク自動販売機設置に係る土地一時賃貸借（入札後資格確認型一般競争入札） 入札案内書案内書（以下「入札案内書」という。）の交付

ア 交付期間

令和3年11月10日（水）から令和3年11月15日（月）まで

イ 交付方法

広島中央環境衛生組合ホームページからのダウンロードによる。

(3) 入札参加申請の提出

入札の参加を希望する者は、入札案内書に明記されている書類を担当課へ提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年11月10日（水）から11月16日（火）正午まで（ただし、閉庁日を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで（11月16日（火）のみ正午まで）

ウ 提出方法

持参又は郵送

6 質問に関すること

入札案内書の内容に質疑がある場合は、所定の様式に記入し、提出してください。

(1) 提出期限 令和3年11月18日（木）午前11時まで

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日を除く。）

(3) 提出方法 所定の様式により担当課へファックスすること。

ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。

質問書以外による質問及び質問提出期限後の質問は受けません。

(4) 回答方法 令和3年11月19日（金）までに広島中央環境衛生組合ホームページに掲載する。

7 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年11月22日（月）午後1時30分から

(2) 場所 東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク管理棟3階会議室

(3) その他

ア 入札開始時刻までに入室しなかった者は、入札及び開札に参加できない。

イ 入札・開札会場へは、入札参加者又はその代理人を除き、他の者は入室できない。

8 落札候補者の決定方法

(1) 開札の結果、予定価格以上で有効札の最高の価格をもって入札をした者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者となった者は、入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）を担当課へ提出するものとする。

ア 提出期限 令和3年11月24日(水) 午後5時まで

イ 提出方法 持参による。

ウ 提出部数 1部

エ その他

入札参加者は、資格要件確認資料を提出期限までに提出できるよう、あらかじめ準備をしてください。提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とします。なお、書類の提出にあたっては、次の事項によるものとする。

(ア) 資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(ウ) 原則として、提出した資格要件確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

(エ) 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。

9 入札参加資格の確認

特別の定めがある場合を除き、開札日の前日を基準として入札参加資格の有無を確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に組合、東広島市、竹原市、大崎上島町いずれかの競争入札参加資格の指名除外措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

10 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると認識された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の高い順に同様の確認を行い、落札者を決定するものとする。

11 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、入札開始時刻の30分前までに、第3項に定める貸付期間における見積総額の100分の5以上の額を入札保証金として納付しなければならない。

(2) 入札保証金には、利子を付さない。

(3) 入札保証金は、次のいずれかに該当する場合には、組合に帰属する。

ア 落札者が契約を締結しないとき。

イ 参加者が入札に関し不正の行為をしたとき。

- (4) 入札保証金は、前号の規定により組合に帰属させる場合を除き、落札者に対しては契約の締結後に、落札者以外の者に対しては入札の執行後に還付請求書提出後 2 週間以内に指定の口座これを還付する。

1 2 入札の延期等及び無効に関する事項

(1) 入札の延期等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合等、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 入札の参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者又はその代理人が同一の物件の入札について 2 通以上の入札をしたとき。
- ウ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の者を代理して入札したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- オ 入札保証金の額が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
- カ 記名押印を欠く入札をしたとき。
- キ 金額を訂正した入札をしたとき。
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札をしたとき。
- ケ 最低貸付料の額に達しない金額で入札したとき。
- コ その他この入札に関する条件に違反したとき。

1 2 契約保証金

落札者は、契約締結前に契約金額（単価契約の場合における発注限度額を含む。）の 100 分の 10 以上（円未満切り上げ）の契約保証金を納付しなければならない。

1 3 契約書の作成要否及び契約締結に関する事項

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結

本契約については、落札者を決定した日から広島中央環境衛生組合の休日を定める条例（平成 21 年 10 月 1 日条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除いて 5 日を経過する日までに、落札者が広島中央環境衛生組合から交付された契約書に記名・押印して取り交わすものとする。

- (3) 落札者が前号の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。
- (4) 契約書は 2 通作成し、広島中央環境衛生組合及び落札者がそれぞれ各 1 通を保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者が負担する。ただし、契約書用紙は、広島中央環境衛生組合が交付する。
- (6) 使用する契約書、契約約款は、広島中央環境衛生組合の行政財産一時貸付契約書及び広島中

央環境衛生組合敷地自動販売機設置場所一時貸付契約約款（広島中央環境衛生組合ホームページ掲載）とする。

1 4 その他

この入札に際しては、公告に定めのないものについては、広島中央環境衛生組合契約規則が準用する東広島市契約規則、物品調達等及び委託役務競争契約入札心得、入札案内書に従わなければならない。

1 5 担当

〒739-0022 東広島市西条町上三永10759番地2

広島中央環境衛生組合 施設1課 建設係

電話 (082) 426-0916

ファックス (082) 426-0674